

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ANA ウイングス乗員組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 11 月 4 日以降

2 場所

別表の都道府県における ANA ウイングス乗員組合の組合員が勤務する ANA ウイングス株式会社の全職場

3 要求事項

安全運航等

平成 27 年 10 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北海道	青森県	宮城県
秋田県	福島県	千葉県
東京都	新潟県	富山県
石川県	静岡県	愛知県
大阪府	兵庫県	鳥取県
島根県	山口県	徳島県

香 川 県
福 岡 県
熊 本 県
鹿 児 島 県

愛 媛 県
佐 賀 県
大 分 県
沖 縄 県

高 知 県
長 崎 県
宮 崎 県